

国立大学法人東京海洋大学学長の任期に関する規則

平成16年 9月 3日

海洋大規第 94号

改正 平成28年 3月17日 海洋大規第 159号

改正 平成29年 6月23日 海洋大規第 208号

改正 令和 3年12月14日 海洋大規第 149号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第15条第1項及び国立大学法人東京海洋大学管理規則第8条の規定に基づき、国立大学法人東京海洋大学学長の任期に関する規則を定めるものである。

(任期)

第2条 学長の任期は4年とし、当該任期満了前に学長選考・監察会議で審議し、継続することが適当と認められたときは、当初の任期から2年延長するものとする。

(残任期間)

第3条 前条の規定にかかわらず、学長が欠けたときの後任の学長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項において、前任者の在任期間が4年未満の場合で、かつ、前任者の当初の任期満了日前に学長選考・監察会議で審議し、継続することが適当と認められたときは、さらに2年延長するものとする。

3 第1項において、前任者の在任期間が3年以上であるときは、後任の学長の再任を妨げないものとし、再任後の任期は前条の規定によるものとする。

(後任の学長の任期の特例)

第4条 第2条又は前条第2項の規定による学長選考・監察会議で審議し、継続することが適当と認められなかった場合の後任の学長の任期は2年とする。

2 前項において、後任の学長の再任を妨げないものとし、再任後の任期は第2条の規定によるものとする。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、国立大学法人東京海洋大学学長選考・監察会議の議を経て、これを行う。

附 則

1 この規則は、平成16年9月3日から施行する。

2 国立大学法人東京海洋大学の設立時に任命された学長の任期は、第2条の規定にかかわらず平成18年3月31日までとし、再任された場合は、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成28年海洋大規第159号）

この規則は、平成28年3月17日から施行する。

附 則（平成29年海洋大規第208号）

1 この規則は、平成33年4月1日から施行する。

2 施行日の前日から引き続く学長に係る施行日後の任期については、第2条の規定を適用するものとする。

附 則（令和3年海洋大規第149号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

